

要望調査に係る留意事項

1 コンソーシアムの設立について

現段階でコンソーシアムが設立されていない場合でも、速やかにコンソーシアムが設立されることを前提に、要望を受け付けます。

この場合、交付決定までに、コンソーシアムを設立する必要がありますので、御留意ください。

なお、既存の協議会等、任意組織であっても、要件を満たせば事業の実施は可能ですので、申し添えます。

2 事業の完了日について

第2回の要望調査となりますが、対象は年度内完了が確実であるものを調査の対象とします。繰越が前提の計画は採択できませんので、予め御留意ください。原則として市町村の予算措置が必要です、その点も含めて御検討ください。

3 ヒアリングの実施について

要望書の提出後、個別にヒアリングを実施する場合がありますので、予め御了承ください。なお、要望書作成の段階でも相談等は随時対応します。必要であれば申しつけください。

4 対象事業について

今回の要望調査の対象事業は、「コンソーシアム推進事業（ソフト）」のみです。「コンソーシアム整備事業（ハード）」は対象としておりませんので、ご注意ください。